

改正

昭和48年9月29日規則第16号

昭和58年12月24日規則第19号

昭和61年3月31日規則第10号

昭和63年1月11日規則第2号

平成2年3月31日規則第4号

平成5年4月27日規則第17号

平成9年3月31日規則第7号

平成10年9月25日規則第36号

平成12年3月31日規則第32号

平成14年3月12日規則第4号

平成16年3月31日規則第16号

平成17年10月14日規則第31号

平成18年3月24日規則第8号

平成20年3月31日規則第15号

平成23年3月31日規則第14号

平成24年8月27日規則第23号

平成25年9月4日規則第23号

平成26年3月31日規則第22号

平成27年3月31日規則第15号

平成31年3月18日規則第3号

平成31年3月29日規則第18号

令和2年3月31日規則第16号

志木市庁議規則

(設置)

第1条 市の行政運営の基本方針を策定し、重要施策に関する事項を審議決定するとともに、各部相互の総合調整を行うことにより、効率的かつ円滑な行政運営を図るため、庁議を置く。

(構成)

第2条 庁議は、市長、副市長、教育長、部長、市長公室長、会計管理者及び議会事務局長（以下「構成員」という。）をもつて組織する。

（開催期日）

第3条 庁議は、毎月第1及び第3火曜日に開催する。ただし、急施を要するときは、臨時に開くことができる。

（会議）

第4条 庁議は、市長が主宰する。

2 庁議の付議事件の説明は、直接主管する構成員が行う。

（説明員の出席）

第5条 庁議の付議事件を説明させるため必要があるときは、課長その他市長が必要と認める職員を出席させるものとする。

（付議事項）

第6条 庁議に付議する事件は、次のとおりとする。

- （1） 市政全般に影響を生ずべき重要事務事業の計画及びその処理方針
- （2） 各部間において総合調整を要する重要事項
- （3） 市政の運営上特に異例に属するもの、又は先例として処理を要する事項
- （4） 特に重要な対市民的行事に関する事項
- （5） 特に市長から研究を求められた事項
- （6） 庁議で審議決定した事項の執行管理

（付議手続）

第7条 構成員は、所管事務のうち庁議に付議すべき議題があるときは、市長公室長あて文書をもつて付議要求しなければならない。ただし、急施を要するときの付議要求は、口頭又は庁議開催当日であつても行うことができる。

2 前項の付議要求には、その要旨及び資料（予算を伴うものにあつては、その説明書等）を添付しなければならない。

（庁議の記録等）

第8条 市長公室長は、庁議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

2 市長公室長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

（決定事項の執行）

第9条 庁議決定事項は、主管の構成員が速やかに処理しなければならない。

2 構成員は、庁議決定事項の執行状況につき、庁議に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 庁議に関する事務の処理は、市長公室秘書政策課において行う。

附 則

この規則は、昭和48年5月10日から施行する。

附 則 (昭和48年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年規則第10号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年規則第2号)

この規則は、昭和63年1月11日から施行する。

附 則 (平成2年規則第4号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年規則第17号)

この規則は、平成5年5月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第7号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年規則第36号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第32号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年規則第4号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第16号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第8号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第15号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第14号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第23号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第22号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第15号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第3号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第18号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第16号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。